

令和6年度障害者福祉施設整備費補助対象事業の募集について

令和5年6月
山口県障害者支援課

1 概要

- 本事業は、県が「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金」を活用し、必要性・緊急性の高い障害福祉サービス事業所等の整備に対し支援を行うものです。
- 対象となる整備内容はサービス種別により異なるため、別紙により確認ください。
〔下関市(中核市)に所在する施設等については、下関市が実施主体となり、本募集の対象外〕
となります。

2 要望に当たっての留意事項

- (1) 令和6年度に整備を行い、年度内に事業完了予定のものが対象となります。
既に整備に着手している事業については、対象となりません。
- (2) 事業着手は、国の補助金内示(例年6月頃)を受けて県が交付決定を行った後となります。整備に要する期間を考慮すると、創設の場合、サービス提供開始は、令和7年度からとなりますので、事業計画策定に当たって御留意ください。
- (3) 補助事業により整備した施設については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づき処分制限等がかかります。
- (4) 建設用地の確保が確実であると認められることが条件となります。
- (5) 土地の買収又は整地に要する費用については、補助対象外です。
- (6) 施設整備を行うことが適当でない立地条件(土砂災害(特別)警戒区域等)である場合には、事業計画の見直しについて検討していただく場合があります。
- (7) 関係市町の意見等を踏まえ、圏域ごとのサービス供給見込量や当該事業の必要性・緊急性、計画の熟度、建設用地確保の見込み等を勘案して採択を行います。(採択は、例年2か所程度)
- (8) 整備計画の内容についてヒアリングを実施する場合があります。(日程等は、別途お知らせします。)

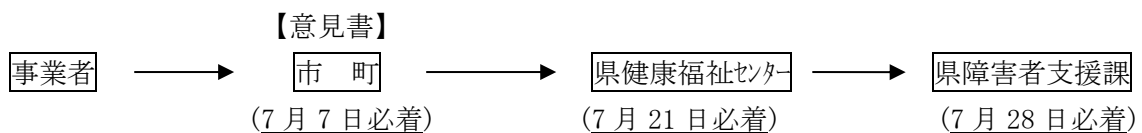
3 提出書類

- (1) 令和6年度障害者福祉施設整備事業計画書(様式1)
 - (2) 令和7年度以降の障害者福祉施設整備計画(様式2)
- ※ (2)は、今後の必要整備量把握の参考とするものであり、該当がある場合は、作成願います。
※ 様式は、山口県庁Webサイトからダウンロードできます。

4 提出期限及び提出先

令和5年7月7日(金)までに施設等の所在地の市町あてに4部提出

(参考)書類提出フロー



5 参考通知等

国及び県の補助金交付要綱等については、山口県庁 Web サイトに掲載していますので、御参照ください。

《アドレス》

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/50/18774.html>

《掲載場所》

山口県トップページ

→組織から探す

→健康福祉部 障害者支援課

→事業者の皆様へ

→令和6年度障害者福祉施設整備費補助対象事業の募集について

※ダウンロードできない場合は、下記「お問合せ先」まで御連絡ください。

6 お問合せ先

山口県 健康福祉部 障害者支援課 施設福祉推進班

TEL 083-933-2735

FAX 083-933-2779